

# 国民健康保険からのお知らせ

## 国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに！

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんのが加入することになります。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

### ●国保に加入する人

- ・お店などを経営している自営業の人
- ・農業や漁業などを営んでいる人
- ・職場の健康保険などに加入していない人など

### ●加入の手続には、印鑑(認印)、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。

### ●届出が遅れたことにより、保険証をお渡しできていない際に、医療機関を受診した場合は、医療費は全額自己負担となります。

### ●加入資格を得た時点まで、保険税をさかのぼって納めます(遡及賦課)。



次の理由により国保をやめるときは、印鑑(認印)、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。)

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき(葬祭費の支給があります)
- ・生活保護を受け始めたとき

## 《加入や脱退の手続きは14日以内に行いましょう!》

### 限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、入院の場合に加えて外来診療でも、窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。限度額は、所得区分によって異なりますので、国保の窓口にて認定証の交付を申請してください。

**住民税非課税世帯**……医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。

**住民税課税世帯(70歳未満のみ)**……医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑(認印)、認定証が必要な方(該当者)の保険証・世帯主と該当者のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類をお持ちになり、健康推進課国保年金班(4番の窓口)にて行ってください。なお、既に交付済みの方は、有効期限まではご使用できます。

### ◆平成30年4月1日から入院時の食事代が変わります

入院したときの食事代の標準負担額（1食あたり）

区分			平成30年 3月まで	平成30年 4月から
市民税課税世帯			360円	460円
市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去12カ月	90日までの入院	210円	変更なし
	入院日数	90日を超える入院	160円	
低所得者Ⅰ			100円	

●申込・問い合わせ先／健康推進課 国保年金班 ☎82-4147